

6 企画立案に果たす役割（政策提言）

国立高度専門医療センターの機能

- 国民の健康に重大な影響のある特定の疾患に対する我が国の中核的機関として、高度先駆的医療、調査研究、研修、情報発信を総合的・一体的に実施。国の医療政策の中心的機関として、医療政策の推進をリード。

- 対象疾患に関する「現状と将来の課題」及び「具体的な戦略と対策」について、センターの総力を組織横断的に結集し、関連資料の整理、政策提言を取りまとめを行い、国の医療戦略に結実させるという取組みを実施
- 医療システムや医療制度等の評価と、新たな知見に基づく新規施策や改善策の提言（政策提言機能）

厚生労働行政の特殊性

- 医療現場(臨床)の課題を施策に反映させるという医療の特殊性から、企画立案は国とセンターで一体的に処理

- センターにおける企画立案（政策提言）機能を維持し、引き続きその機能の充実強化を図ることが必要

「がん対策」の企画立案における国立がんセンターの役割（例示）

= 「がん対策」に関する動向 =

今後のがん研究のあり方に関する有識者会議
（がん研究の総括。今後のあり方の検討）

第3次対がん10か年総合戦略（H16～）

《がん医療の均てん化》

がん医療水準の均てん化の推進に関する検討会

《がん研究の推進》

● 推進体制の整備（がん対策推進本部の設置）

= 国立がんセンターの役割 =

- 会議への参画 座長：名誉総長、委員：総長
- 作業班への参画 班長：研究所長、班員：多数
- 会議の支援 1) 資料提供、データ分析/評価、2) 提言原案提示

- 検討会への参画 座長：総長、委員：中央病院長・東病院副院長
- 会議の支援 1) 資料提供、データ分析/評価、2) 提言原案提示

- 研究の企画立案に関与し、研究方向をリード

- 本部長：厚生労働大臣、本部員：総長、運営局長
- 幹事会幹事長：運営局長

7 国立高度専門医療センターが担うべき「政策医療」について

1 政策医療の定義

国立高度専門医療センター（国立病院機構を含む）が担うべき「政策医療」については、国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針（閣議報告）において、次のとおり定義している。

→ **その時代において国の医療政策として国立病院・療養所（国立高度専門医療センターを含む）が担うべき医療**

国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針（閣議報告）

（昭和60年3月28日策定）
（平成8年11月1日改定）

国立病院・療養所の果たすべき役割

地域における医療供給体制の中で基本的・一般的医療の提供は私的医療機関及び地方公共団体立等の公的医療機関に委ねるものとし、国立病院・療養所は、次のような機能を果たしながら、その有する能力の範囲内で地域にとって必要な医療を行うものとする。

(1) 政策医療

その時代において国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療（以下「政策医療」という。）を実施する。現時点における政策医療は次のとおりである。

ア 国民の健康に重大な影響があるがん、循環器病、成育医療、腎疾患等の分野における高度先駆的医療

イ 結核、重症心身障害、進行性筋ジストロフィー、ハンセン病等、その対応について国が中心的役割を果たすべきことが歴史的、社会的に要請されている疾病に対して実施する医療（具体的には以下の点を踏まえる。）

1. 結核については、都道府県域の結核医療の基幹としての役割を果たす。

2. 重症心身障害については、障害者保健福祉施策推進の観点から将来における患者の望ましい処遇を見据えて、中長期的な視点に立った見直しを進める。

ウ 神経・精神疾患の分野における高度先駆的医療及び他の設立主体では対応困難な領域に対する医療

エ 長期にわたり苦痛や日常・社会生活上の制約を伴う難治性の免疫異常、感覚器障害及び代謝性疾患、エイズ並びに原因の究明及び治療法の確立の急がれている難病等を克服する医療

オ 他の公私立医療機関が実施する救急医療等を補完して行う高度（第三次）の医療、都道府県の区域を超えて対応すべき広域災害に対応する医療

カ 新たな社会的ニーズに対応する医療のモデル的实施

キ 開発途上国からの研修生受入れ、医療スタッフの派遣等の国際医療協力の展開、国際的な感染症への対応

(2) 政策医療に直接必要な臨床研究

(3) 地域の開業医、勤務医のための病院の開放、高度医療機器の共同利用、高度専門検査の受託

(4) 医療内容の高度化・多様化に応じた臨床研修、医療専門職の養成、地域の医療従事者の生涯教育、経営管理等の教育研修

(5) 疾病等に関する各種の保健医療情報、治療研究結果の集積と普及

(6) 先駆的な医療政策等の実践

2 政策医療の範囲

(1) 政策医療分野

政策医療分野を以下の19分野とし、先駆的な医療や難治性の疾病等に関する診断・治療技術等の機能強化を図る。

○政策医療分野

がん、循環器病、精神疾患、神経・筋疾患（脊髄損傷、てんかん及び進行性筋ジストロフィーを含む）、成育医療、腎疾患、重症心身障害、骨・運動器疾患、呼吸器疾患（結核を含む）、免疫異常、内分泌・代謝性疾患、感覚器疾患、血液・造血器疾患、肝疾患、エイズ、長寿医療、災害医療、国際医療協力、国際的感染症（注）赤字は、国立高度専門医療センターが担う政策医療分野

(2) 政策医療の内容

政策医療の実施に当たっては、診療のみならず、臨床研究、教育研修、情報発信の機能と一体となった医療提供体制の整備を図ることとする。具体的には、以下の点を踏まえて対応していく。

ア 診療

高度先駆的医療や他の設立主体では対応困難な領域に対する医療等について、診療体制の整備を図る。

イ 臨床研究

政策医療の対象疾患について、国立病院・療養所のネットワークを活かし、新しい診断・治療法の開発普及、医薬品等の臨床試験など、臨床に直結した研究を行い、我が国の医療の向上に寄与する。

このため、基幹医療施設、高度総合医療施設及び高度専門医療施設に臨床研究部を設置し、臨床研究機能の充実強化を図ることとする。

また、専門医療施設にあっても、際立った研究実績を有する施設については、基幹医療施設に準じて臨床研究部を設置する。

ウ 教育研修

医療内容の高度化・多様化に応じた臨床研修、医療専門職の養成、地域医療従事者の生涯教育等の教育研修については、レジデントの受け入れや地域医療研修センターの整備を進めるなど、積極的に実施する。

エ 情報発信

国立病院・療養所ネットワークにより得られた研究成果や最新医療、標準的医療等に関する情報を我が国の医療従事者に提供することにより、医療の向上に寄与する。また、広く患者、国民にも医療情報を発信する。

このため、基盤となる国立病院等総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の整備充実に取り組むとともに、がん診療総合支援システムや循環器病診療総合支援全国ネットワークシステム等の政策医療分野の情報ネットワークの一層の充実強化を図ることとする。

3 国立高度専門医療センターが対象とする政策医療分野

国立高度専門医療センターは、国民の健康に重大な影響がある、がん、循環器病など「特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと」を目的とする「施設等機関」として、厚生労働省設置法の規定に基づき設置され、個別のセンターの名称及び所掌事務は、厚生労働省組織令で規定されている。

すなわち、国立高度専門医療センターは、①特定の疾患に関し、②高度先駆的な診断治療、調査研究、研修を、③総合的・一体的に行う機関であり、対象となる特定の疾患に関し、全国の中心的な機関として指導的役割を果たすものである。

「特定の疾患」の考え方

- 国の医療政策上、特に国民の健康に重大な影響があり、原因の究明や診断・治療法の確立に向けた高度先駆的医療の実践・開発など、診断治療、調査研究及び研修を総合的、一体的に推進することが必要な疾患（群）であって、それぞれ国立高度専門医療センターが対象とする一定の疾患（群）を想定している。
- 対象を疾患一般ではなく、特定の疾患としたのは、疾患の性質、必要とする医療の内容等に応じ、一定の疾患ごとに独立した組織を設け、専門的に診断治療、調査研究及び研修を行うことが、より適切であると判断したものである。
- 「がん」は病態に着目した疾患の特定方法、「循環器病」、「精神・神経疾患」は発生部位に着目した疾患の特定方法、「成育医療」、「長寿医療」は対象者及び疾患の性質に着目した疾患の特定方法である。

「高度専門医療」の考え方

- 高度専門医療とは、高度性及び専門性を兼ね備えた次の医療をいう。
 - ①高度性：その診断治療、調査研究及び研修が我が国の一般の医療機関では実施することが困難なハイレベルのものであること。
 - ②専門性：がん、循環器病など取り扱う疾患等の範囲が特定されていること。

「その他の事項」の考え方

- 国立高度専門医療センターは、医療に関する機関であることからその対象となる事項は、疾患及びこれに密接に関連する事項に限られ、「その他の事項」については「特定の疾患」に密接に関連する事項に限定されるものである。
- 具体的には、国立精神・神経センターにおける「精神保健」、国立国際医療センターにおける「医療に係る国際協力」、国立長寿医療センターにおける「加齢に伴って生ずる心身の変化」を規定している。